

新人委第523号の4
平成29年11月30日

各任命権者様

新潟市人事委員会
委員長 兒玉 武雄

新潟市職員の平成29年12月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について(通知)

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

改正条例附則第2項関係

新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成29年新潟市条例第42号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号に規定する合計額の算定の基準となる日において、休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされている職員をいう。）、停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）、休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員、法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員及び法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。）、育児短時間勤務職員（育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしている職員をいう。）又は当該日について新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。）第27条又は附則第21項等の規定により給与を減額された職員等の当該合計額の算定の基礎となる俸給その他の給与の全額が支給されない職員であった者の当該合計額については、当該俸給その他の給与の全額を支給されたものとして算定する。

平成29年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則第6条関係

改正条例附則第2項又は第3項の規定による平成29年12月に支給する期末手当の額の算定については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、職員の求めに応じ、これを明らかにするものとする。